

平成18年 第1回

教育委員会臨時会会議録

平成18年1月24日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2210号

平成18年第1回臨時会

日 時 平成18年1月24日(火) 午前11時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」 な し

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小 林 進
	庶 務 課 長	小 池 眞喜夫
	教育政策担当課長	佐 藤 國 治
	学 務 課 長	渡 邊 正 信
	生涯学習推進課長	所 治 彦
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	太 田 達 郎

「書 記」	庶務課庶務係長	阿 部 祥 子
	庶務課庶務係主査	山 本 隆 司

「会議に付した事件」

第1 会議録の承認 平成17年第11回定例会(11月8日)会議録

第2 教育長報告事項

- 1 平成18年第1回港区議会定例会提出予定案件について
 - (1) 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正について
 - (2) 港区立運動場条例の改正について
 - (3) 平成17年度港区一般会計補正予算(教育委員会関係)(案)について
 - (4) 平成18年度港区一般会計予算(教育委員会関係)(案)について
- 2 港区教育振興プランの策定について
- 3 芝浦アイランド地区公益施設について
- 4 幼児・児童・生徒の事故について
- 5 平成17年度包括外部監査結果報告書について

- 6 仮設麻布図書館について
- 7 「放課後児童育成事業」の事業運営方針の変更について
- 8 その他

第3 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
 - ・区立幼稚園配置計画の見直しについて
 - (2) 社会教育の施策について

「開 会」

澤委員長 それでは、平成18年第1回港区教育委員会臨時会を開催いたします。

日曜日、月曜日と、おかげさまで雪の影響も受けずに、長崎の原爆資料館と、指定管理者制度を導入しているということで長崎の歴史文化博物館を視察に行きまわってまいりまして、非常に参考になりましたことを、この席をかりてご報告させていただきます。 (午前11時00分)

「会議録署名委員」

澤委員長 本日の署名委員は、横矢委員にお願いいたします。

第1 会議録の承認

澤委員長 早速日程に入ります。

日程第1、会議録の承認について。

昨年11月8日の第11回定例会、第2206号につきまして、承認ということによろしゅうございますか。

(異議なし)

澤委員長 それでは、承認といたします。

第2 教育長報告事項

1 平成18年第1回港区議会定例会提出予定案件について

(1) 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正について

澤委員長 続きまして、日程第2、教育長報告事項でございます。

平成18年第1回港区議会定例会提出予定案件のうち、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正について。庶務課長、よろしくお願いいたします。

庶務課長 第1回定例会が2月の下旬に予定をされております。その中で、教育委員会に対して意見照会があると想定されるもの、4点について、本日はご報告をしたいと思います。次回の教育委員会で、これについて意見照会があると思います。

まず、1点目、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正についてでございます。

資料ナンバー1番で、条例案、それからそれにもう一つ、新旧対照表がお手元にあるかと思っております。今年度の人事院勧告では、給与月額及び扶養手当の減額改定のほかに、給与の構造改革という勧告も行われました。給料月額及び扶養手当の減額についての条例改正は、既に第4回定例会で可決され、今月1日より施行されておりますが、今回の条例改正はその給与構造の改革の勧告を受けて、平成18年4月1日に施行をするものです。

改正のポイントは、5点ございまして、1点目は、勤務実績を細かく反映できる給料表にするため、給料号給を4分割する。2点目に、普通昇給と特別昇給の統合、3点目は枠外昇給の廃止、4点目に一定の年齢以上の者については昇給停止という措置がありましたが、これを廃止をする。5点目は、期末勤勉手当の支給割合の見直しということでございます。

お手元の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これに沿って、説明をさせていただきます。

まず、第7条関係は、初任給及び昇格昇給の基準について規定をしているものです。現行が下、上が改正案ということです。現行の規定では、第2項で、良好な成績で12カ月を経過すれば、現在の号給から1号給昇給をする、いわゆる定期昇給について規定をしております。それから、第3項では、勤務成績が特に良好な場合は、昇給期間を短縮したり2号給以上昇給するという、いわゆる特別昇給についての規定でございます。それから、第4項では、最高号給に達していても昇給する場合があること、それから第5項は、原則として55歳で昇給停止になることを規定しているものでございます。

改正案では、それを次のように改正をするものです。

第2項、第3項では、現在の1号給が分割されて4号給分に当たること、及び昇給に関して4号給分を標準に決定して、定期昇給と特別昇給を統合することを規定しております。

4分割された給料表が、別表の第1ということで、後ろのほうに改正案と現行とあります。現行をごらんいただきたいと思いますが、現行は、例えば第1級については給料号給が3号給から34号給までということです。これが、改正案をごらんいただくと、1号給から125号給まででございます。現行でいくと、1級の3号給が14万7,400円、4号給が15万3,400円ですが、これを4分割しまして、1号給を1から4号給まで、現行の4号給が、改正案でいくと5号給、15万3,400円という形で分割をして、昇給で上がる額を細分化したという形になっております。

また、現在の号給を4月1日以降、どうするかということで、4分割された給料表に切りかえるための一覧表が、そのさらに後ろの2枚ということになりますが、付則別表ということになります。例えば、その3号給になったのが3カ月未満あるいは3カ月以上、6カ月未満という形で、それに応じて現在の号給を決定するという形の付則別表です。

それから、第4項では、最高号給に達すれば、それ以上、昇給することはないと決定をしております。

それから、第5項から第7項は、以上の改正に伴う文言等の整理をするもので、昇給停止の規定を削除をするものです。

それから、次に、第26条は、復職時に給料月額を決定する際に、昇給時期で調整していたものを、4分割された号給で調整することに決定をするものです。

それから、第27条でございますけれども、期末手当に関する規定で、それから第30条が勤勉手当に関する規定になります。この両者を一体のものとして改正しますので、まとめて説明いたします。

今回の改正では、期末手当と勤勉手当を合わせた、全体の支給月数を変更するのではなくて、勤勉手当の支給月数を引き下げて、期末手当の支給月数を同率で引き上げるというものということで、全体の月数は変わらないのですけれども、期末手当と勤勉手当の配分の変更をしたというものでございます。

例えば、現行では、一般職員については期末手当が3.55月、それから勤勉手当が0.90月

で、合計4.45月ですが、これを、期末手当を3.50月、勤勉手当を0.95月と、0.05月期末手当を下げ、勤勉手当を上げると、それで総体では4.45月で変わりがございません。

管理職員についても同様で、管理職員は、現在期末手当が2.80月、それから勤勉手当が1.65月の合計4.45月、年間ですとそういう形になりますが、これを、期末手当を2.60月、勤勉手当を1.85月と、0.20月期末手当を引き下げて、勤勉手当を0.20月上げるということで、トータル4.45月は変更がございません。

それから、付則などについては、所要の措置をとるための経過措置等々あるいは切りかえの運用という形での規定になりますが、詳細の説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

澤委員長 港区幼稚園教育職員の給与構造の改革に基づく等の条例改正の説明を庶務課長からもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

そうすると、先生方の評価に応じて、細かく昇給等が変わってくるという、そういう趣旨ですか。

庶務課長 おっしゃるとおりで、勤務実績を細かく見て、それをその給料表に反映をさせるという形で、給料表の中身を細分化して、評価をそこに反映させるという趣旨です。

澤委員長 指導室長、これは先生方のやる気にたいが関係しますか。

指導室長 頑張れば、そういうことが反映をされるという意味からは、頑張る人にとってはいいと、頑張らない人にとっては頑張らざるを得ないことになります。

澤委員長 当然、評価は校長先生を初めとした管理職の方がやるわけですね。

指導室長 そのとおりです。

澤委員長 よろしゅうございますか。

(2) 港区立運動場条例の改正について

澤委員長 続きまして、予定案件のうち、第2でございますが、港区立運動場条例の改正について。生涯学習推進課長、よろしく願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、お手元の資料ナンバーの2をごらんください。港区立運動場条例の一部を改正する条例(案)でございます。

今回、お手元の資料では4枚つづりになっておりますけれども、3枚目からが今回の条例改正の新旧対照表になっておりますので、そちらをごらんください。上段が改正案、下段が現行でございます。

今回、改正する大きなものが二つございます。

一つ目は、第3条の2というところで、「使用の不承認」とございます。私どもが持っておりますスポーツセンターあるいは武道場等の条例には、使用の不承認についての条項がございますが、運動場についてはございませんでしたので、今回これを入れさせていただきます。

中身は、「委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない」というものでございます。内容といたしましては、6号でございます。この内容につきましては、スポーツセンターと同じものをここに用意しています。「公の秩序を乱すおそれがあるとき」、「営利を目的として

使用するとき」、「現にスポーツ又はレクリエーションを職業としている者が、当該職業のため使用するとき」、「スポーツ及びレクリエーション以外の目的で使用するとき。ただし、区又は区の行政委員会が使用するときは、この限りではない」、「管理上支障があると認められるとき」、「前各号のほか、特に委員会が必要と認めたとき」の6号でございます。

二つ目は、今、工事中でございますが、旧芝プールの跡にできます芝公園多目的運動場を、この中に盛り込むということでございます。

まず、別表の第1の中に、設置ということで、港区立芝公園多目的運動場、位置といたしましては東京都港区芝公園2丁目7番2号とさせていただきます。

続きまして、別表の第2でございますが、これは使用料を規定いたします。この中で、最後でございますが、港区立芝公園多目的運動場、その中にフットサル場(多目的運動場)、そしてプールを入れさせていただきます。使用料でございますけれども、フットサル場は1名1時間で、使用料は900円、照明料につきましては1時間当たり500円を設定しております。

続きまして、プールでございます。プールは、大人1人1回、2時間以内で400円、小学生や中学生、1人1回2時間以内で150円と設定しております。

この使用料の決定の方法でございます。まず、フットサル場のほうですが、フットサル場につきましては、まだ新規の施設ということもございまして、過去のコスト計算による原価が出ておりませんので、先般条例改定しました芝の中央公園のフットサル場で計算をいたしましたコストを、そのまま横引きをいたしまして、1時間1平米当たりの単価を利用し、このフットサル場の平米数に当てはめて計算をいたしました。同種の運動施設であるということで、このようにさせていただきました。

それから、照明料につきましては、過去にプールの照明等もやっておりましたので、これにつきましては過去の原価等を用いまして計算をいたしまして、500円としております。

続きまして、プールでございます。プールにつきましても、これまでずっと営業してまいりましたので、その原価をもとに計算をいたしました。そうしましたところ、1人当たり1,000円を超えるコストとなってしまうので、企画課が定めております上限額、現行の使用料の1.3倍を上限とする規定に基づきまして、現在300円である大人を400円、それから現在100円であった小・中学生を150円にさせていただきます。

備考欄でございます。備考は、まず「単位時間を超えてプールを使用した場合は、超過時間1時間につき、大人200円、小学生、中学生50円をそれぞれ徴収する」というものでございます。これにつきましても、先ほどの原価計算に基づきまして、従来大人が150円、小・中学生が50円となっていたものを、大人については200円、小・中学生につきましても据え置きということでさせていただきます。

備考2でございます。「学齢未満の者のプールの使用については、無料とする」、これは現在と同じでございます。

付則、「この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する」という規定にしております。今回の運動場条例の一部を改正する条例案につきましては、以上でございます。

なお、芝公園多目的運動場の管理につきましては、指定管理者に管理させることといたします。指定管理者は公募せず、財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団を指定する予定です。財団を指定する理由としましては、多目的運動場の予約方法を他の運動施設の予約方法と同じスポーツネットを通じて予約できるようにすることが、利用者にとって分かりやすく、混乱がないものと思われること。また、他の運動施設と一括して管理運営させることが効率的であるためです。

また、指定する期間としては他の運動施設の管理を財団に任せる平成21年3月末日までの期間を予定しています。

私からのご説明は以上です。

澤委員長 港区立運動場条例に使用の不承認の条項を追加するということと、芝公園の多目的運動場開設に伴う条例改正ということで説明をもらいましたけれども、何かございますか。

五味原委員 これは条例なんですね。ほかの改正はわかるのですが、この中に港区立芝公園多目的運動場、これはでき上がるのが8月か9月ですか。

生涯学習推進課長 現在の予定では、6月15日を予定しておりますが、一時土壌調査の関係でとまっております。今、施設課と調整をしております、極力早く工事が完了するようにお願いしているところでございまして、8月か9月かというのはまだ決っておりません。

五味原委員 この前の話では、2カ月ぐらいおくれできているということだったので。それは結構です。

ただ、まだできていないものに対して、条例を先に追加するというのは今までもあったのですか。

生涯学習推進課長 いずれにいたしましても、フットサル場については、2カ月前から予約を開始をするということもございまして、また6月に工事が完了する予定でございまして、そうしますと第1回定例会で条例を改正いたしませんと間に合わないということもございまして、今回改正をしたいと考えております。

五味原委員 わかりました。

澤委員長 ほかに。

小島委員 プールの大人の使用料が、原価計算をすると1,000円を超えるというお話でしたね。この場合、1,000円と400円なのですが、原価計算は、どんな費目をどのようにすると一千何百円になるのですか。

生涯学習推進課長 失礼いたしました。使用料の算定の基準というのが企画課から示されておりました、その中で維持管理の経費、これは光熱水費、通信、運搬、それから清掃、消毒、機械・器具の点検委託、備品の購入等々が維持管理に入ります。また、施設の運営経費、これは施設を運営するに当たりましての件費です。その他に、事務経費等がこの中に入ります。そういったものをもとに計算をするようにという指示がございまして、過去の実績を見ますと、平成14年では決算額で4,393万円、平成15年は4,150万9,000円、平成16年度は4,145万8,000円という数字が出ております。

これらの数字をもとに、年間の利用者数を出しました。年間、平成14年が約3万9,700人、

平成15年が2万9,577人 これはちょっと冷夏でございましたので。それから、平成16年が4万2,187人。この平均値を出しますと、約3万7,200人でございます。

先ほど申し上げました3年間の実績と来年度の見積額、これは見積りとして出ているのが約3,500万円なんですけど、これを平均しましたら、3,780万円。これを3万7,000人で割りますと、1人当たり1,000円という数字になります。

小島委員 そうすると、1.3倍までというので400円にしたということですよ。

生涯学習推進課長 はい。

小島委員 これは、今後ある期間毎回上げて、1,000円までにするのですか。

生涯学習推進課長 一応、基本的に、企画課の考え方としては、3年ごとに使用料を見直しをしましょうということになっておりまして、前回はたしか平成15年か平成16年に改正をしなければならなかったのですが、そのときの経済・社会状況もありまして、その改正を見送っております。

また、今回、私どももこれで使用料を決定いたしますと、3年後に一応見直しをするということになりますので、そのときまたコスト計算いたしまして、金額がもし上がるのであれば上がっていくこととございます。

小島委員 3年ごとに1,000円まで上げるというと、ちょっと高いなと思うので、金額の決定について、他区の使用料の標準など何らかの検討をする余地があるのではないかという気がしたものですから。

生涯学習推進課長 周辺の屋外プールの利用料を確認しております。室内プールは、それぞれ温室であったり、いろいろなものがありますので、料金はあれですが、屋外については、今回の400円を超えるものというのは台東区と練馬区だけでございます。台東区は大人が600円、小・中学生が200円です。練馬区は大人が400円、小・中学生が200円でございます。品川区も400円です。あと、墨田区、江東区、目黒区、大田区につきましては、大人が約300円台、小学生については100円から150円ということとございまして、平均いたしますと、大人が約372円、小・中学生が142円という数字になりますが、今回は新しく施設もしておりますので、400円ということとやらせていただきたいと思いますと考えております。

澤委員長 運動場条例の改正につきまして、ほかに何かございますでしょうか。

教育長 フットサルの多目的の使用料が1面1時間900円ですけれども、その前にできたところの料金は幾らなんですか。

生涯学習推進課長 400円でございます。

あと、面積がちょっと違っておりまして、今回の面積が、1面当たりですけれども、688平米とございまして、前回のフットサル場はちょっと小さくて435平米ということで、1時間平米当たりで単価を出しておりますので、単純に掛けていくと差が出てしまうということとございます。

教育長 これも、利用者のほうからいったときに、その面積が小さいから安くて、ちょっと大きいから高いんだけど、普通のフットサル場の平均値とか、いろんなことがあるんだろうと思うのですが、そんなに違うものですか。

生涯学習推進課長 まだ、公の施設で、フットサル場として設置をしているものが見当たりませ

ん。民間の施設しかないんですけれども、民間施設につきましてはかなり高い金額で、最も利用の多い時間帯については1時間当たり1万5,000円という設定をしているところもございます。

教育長 それに比べれば、ずっと安いということですね。

澤委員長 ただ、テニスコートなどと同じで、正規の広さ、要するにフットサルをやるための面積というのは決まっているんですよ。

生涯学習推進課長 今回のフットサル場も、それから前回の芝中央公園につきましても、一応基準の数字は満たしております。最少のものの基準を満たしているということでございます。

澤委員長 私はテニスをやりますが、テニスだとコート面積が決まっているわけだから、周りが広いか広くないかという、それだけの話で片方は400円で片方は900円、それでは使用する側からすると不公平では。

教育長 委員長、違うんです。テニスのように、もう縦横何メートルというふうに厳格に決まっていけないのです。グレーゾーンになっているんです。ですから、大きいところもあれば、小規模でも。

澤委員長 なるほど。使用者から見れば、そういうことがあれば、あっちが400円で、こっちが900円でもいいと。わかりました。

生涯学習推進課長 1センチを争うような子細な競技は、その面積が決まっているんですね。卓球もそうですし、テニスなんかもそうです。しかし、そんな1センチ、2センチを争わないようなところはそれなりに、またグレーゾーンの幅がある。

澤委員長 野球なんかもそうですね。

生涯学習推進課長 芝中央公園ですけれども、フットサル場の単価は、さっき400円と申しましたが、600円でございます。申しわけございません。

澤委員長 わかりました。よろしゅうございますか。

いずれにしても、区の施設はほかと比べると断然格安なので、大いに区民の皆様にご利用いただければと思います。

(3) 平成17年度港区一般会計補正予算(教育委員会関係)(案)について

澤委員長 3番目ですが、平成17年度港区一般会計補正予算(教育委員会関係)(案)について。庶務課長、よろしくお願いたします。

庶務課長 今回、17年度補正予算ということで、4点予定をしております。増額が1件、減額補正が3件です。資料はございませんけれども、口頭でご説明をさせていただきます。

1点目は奨学資金でございます。

これは区民の方から、寄附金をいただきました。これを奨学基金に積み立てるために、補正予算を計上をいたします。寄附いただいた金額は691万3,218円でございます。補正要求額は691万3,000円で、積立金のほうに691万4,000円増額をいたします。

それから、2点目は、小学校施設改修でございます。

計画工事15件の契約落差による不用見込額について、減額補正をいたします。補正要求額は、9,000万円の減額でございます。これによりまして、補正後の予算額は5億5,000万円余

ということになります。

それから、3点目、中学校エコスクール事業の関係で減額です。朝日中学校校庭緑化工事等の契約落差による不用額を減額補正をいたします。補正要求額は、6,000万円の減額でございます。これに伴いまして、補正後の予算額は7,598万5,000円ということになります。

最後に、4点目でございますが、放課後児童育成事業でございます。これについては、報償費、需用費、委託料、工事請負費、備品購入費、五つの予算科目の節にわたって減額があります。合計で8,810万9,000円の減額をいたします。

減額の理由ですが、文部科学省の委託金の交付を、当初受けられるかどうかということがわからなかったため、それを計上しておいたわけですが、委託金の交付を受けられたということで、その分が大きく変更になります。

それから、理由の2番目といたしまして、予算編成時は4校開始する予定でございましたが、実際2校の実施になったためということで、委託料等が減額になっております。

それから、工事請負費につきましても、開設時期に合わせて工事内容を変更したために、減額になります。

それから、備品購入費もございますが、運営スペースを確保するために、購入等をやめた部分があるというようなことでございまして、合計で8,810万9,000円の減額補正をする予定でございます。

簡単ですが、以上でございます。

澤委員長 今年度の一般会計補正予算（教育委員会関係）ということで、寄附金の積み立て、小学校改築関係で契約落差等、そういったことで庶務課長の説明を受けましたけれども、何かございますでしょうか。

庶務課長 契約落差というのは、予算は、比較的ゆったりとつくっているということなんですか。

庶務課長 競争入札にかけます。その落札金額によって、安く決定されるということでございます。

小島委員 その場合の落札価格というのは、当初、最低価格があるわけですよね。

庶務課長 工事については、最低制限価格を設けております。

澤委員長 特に予算執行上の大きな問題はないということですね。

よろしゅうございますか。

（４）平成18年度港区一般会計予算（教育委員会関係）（案）について

澤委員長 続きまして、提出案件の4件目、平成18年度港区一般会計予算（教育委員会関係）（案）について。庶務課長、よろしく願いいたします。

庶務課長 これについては、まだ現在、来年度の予算案が示されておりませんので、本日は具体的な内容についてご説明することはできませんが、次回、意見照会があるということで、本日は項目のみのご紹介とさせていただきます。

澤委員長 平成18年度予算につきましては、意見照会で、この案件も出てくるということですよ。

議題の報告事項の中に入っておりますが、そういうことでございますので、よろしゅうございますか。

2 港区教育振興プランの策定について

澤委員長 続きまして、港区教育振興プランの策定について。教育政策担当課長、よろしくお願いいたします。

教育政策担当課長 資料番号の3番をごらんください。港区教育振興プラン(案)について、ご説明申し上げます。

本プランについて、中間の報告ということで、この計画背景を説明申し上げたいと思います。

港区基本計画の中に整備された教育施策が、区民及び保護者や学校関係者から見てわかりにくい面がありました。このような状況から、教育施策を総合的・体系的にわかりやすく整理する形で、港区教育振興プランの策定が求められていました。そこで「策定の目的」ということでございますが、港区教育振興プランは、教育委員会の教育目標や港区基本計画に基づき、港区の教育施策を体系的にわかりやすくまとめるというものでございます。

第1番目に、プランの柱立てを表示してございます。

まず、学校教育(小学校・中学校・幼稚園)ということですが、まず「一人ひとりの子どもの力を伸ばす教育を推進します」、「生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育を推進します」、「特別な支援を必要とする子どもたちの教育を推進します」、「質の高い教育環境を整備します」、「安全安心な学校教育に取り組みます」、「心とからだの健康づくりを推進します」、「地域に根ざした学校運営及び保護者への支援を推進します」、「教育課題や問題に迅速に取り組みます」、以上八つの柱を立ててございます。

それから、生涯学習ですが、「区民の自発的・自主的な学習を支援します」、「区民のスポーツ活動への参加を支援します」ということで、2本の柱立てとなっております。

「プランの構成」です。「プランの説明」、まず目的・内容・背景について、説明をこれからしていきたいと考えております。

2番目ですが、「プランの体系」です。今申し上げました柱立てに、それぞれ小項目というものがございます。それは、後ろにつけてありますが、それぞれ個別の内容になっております。また、各柱立てに、項目、小項目、それから事業名ということで整理をしております。

この中に、事業名、あるいは右端に概要版パンフレット作成対象事業を挙げてございます。ここに示されているページにつきましては、基本計画、後期3カ年の素案が現在出ておりますけれども、その素案のページを示してございます。

これから、「重要施策の個別内容」につきまして、概要版ということで、その一番右の欄にございます内容について、こちらに示しましたプランと同じような形式で、概要版ということでつけていくというふうに考えております。

以上でございます。

澤委員長 港区教育振興プラン(案)につきまして、学校教育に関する柱となるのは8項目です。

それから、生涯学習が二つの柱という内容の説明をもらいましたけれども、何かご質問等、ご意見等はございますでしょうか。

小島委員 港区としては、区長が「教育の港区」ということで、教育を非常に重視していますし、教育長も港区の教育を日本一にすると「宣言」していますので、港区教育振興プラン、これは非常に大事なものだと思います。区民の皆さん、保護者の皆さんと話し合いの機会があるということなので、十分話し合って、この案をさらに練ってより良い案にしていきたいと思います。希望表明です。

澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

小島委員 この教育振興プランの別紙の1枚目にあるのですが、この事業名というのは、かなり具体化した内容として、既に検討を始めるという趣旨なのですか。

といたしますのは、小中一貫校、中高一貫校の検討、高校との連携の点ですが、確かに、今まで教育委員会でいろいろ議論はあるのですが、まだ小中一貫校とか中高一貫校の検討というのは、具体的でなかったと思うのですが、事業名に入っているということは、もう既にそういう検討に入ったということですか。

教育政策担当課長 こちらの事業名でございますが、四角でくくってあるところは、今回の基本計画の素案で出しているところでございますが、具体的に年次計画を示しているものです。そのほかの事業につきましては、経常的に継続して行っている事業と、それから今後将来に向けて検討していく内容ということで、両方入っておりますが、今小島委員のご意見の小中一貫校、中高一貫校については、これから導入の是非も含め検討を始めるということでございます。

小島委員 わかりました。

澤委員長 ほかに、何かございますでしょうか。

これは、「広報みなど」で公表ということですね。

教育政策担当課長 広報で全部をお示しすることはできませんので、概要をお示し、あとはホームページ上で概要版も含めた全体像をお示ししたいと考えております。

澤委員長 「広報みなど」と、それから詳しくはホームページに公開するわけですね。

小島委員 その事業名を見ていますと、かなり内容が豊富ですね。これですべての事業が企画されて、順調に進んでいけば、教育内容が非常に充実すると思いますので、大いに期待しております。

澤委員長 それでは、よろしゅうございますか。

3 芝浦アイランド地区公益施設について

澤委員長 続きまして、教育長報告事項。芝浦アイランド地区公益施設について。学務課長、よろしくお願いたします。

学務課長 芝浦アイランド地区におきます幼保一体化施設の整備につきましては、教育委員会におきます論議を踏まえまして、芝浦港南地区の人口推計、それから区立幼稚園配置計画との整合を図りながら、検討を進めてまいりました。

具体的には、平成17年7月26日開催の教育委員会におきまして、芝浦港南支所管内の新たな

人口推計と区立幼稚園、小・中学校の配置等に際しまして、現在の芝浦幼稚園及び港南幼稚園の2園体制は継続していくこと、それから区立幼稚園配置計画の見直しは、芝浦アイランド地区に開設する幼保一体化施設も含め、年少人口の増加に対応した幼稚園等の幼児受け入れ体制について、今後の区立幼稚園配置計画策定等の中で決定していくこと、したがってこれらについて子育て及び福祉部門等と協議していくことをご確認いただきました。その後、9月13日開催の教育委員会におきまして、平成19年4月に開設する幼保一体化施設については、現在の区立幼稚園とは別途に、新たな子育て支援施設として開設することということでご決定をいただいているところでございます。

こうしたこれまでの教育委員会におきますご論議を踏まえた上で、私ども区長部局と協議をしてきたわけですが、その内容が整い、1月19日の庁議におきまして、芝浦アイランド地区に整備される公益施設の施設概要と運営形態等が決定いたしましたので、本日は、その概要につきまして、資料ナンバー4でご説明を申し上げるものでございます。

それでは、資料をごらんいただきたいと思います。

1番は施設名称でございますけれども、施設の1・2階部分の就学前乳幼児育成施設は、「(仮称)芝浦アイランド幼保園」としてございます。また、3・4階部分の児童高齢者交流施設は、「(仮称)芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ」としてございます。

所在地は、港区芝浦四丁目の20番1号。

建物構造は、地上4階、地下1階、鉄骨鉄筋コンクリート造となっております。

竣工時期でございます。平成19年3月を予定しております。

敷地面積は1,800平米、この中には園庭部分560平米も含まれております。

延床面積は3,749.29平米でございます。内訳は、就学前乳幼児育成施設が1,611.09平米、児童高齢者交流施設が1,746.97平米、その他全体共用部分が391.23平米となっております。

主な諸室でございます。1・2階部分については、各年齢保育室、以下事務室まで諸室を設けております。また、3・4階部分につきましては、子育て支援室、以下事務室までの諸室を設けております。

次に、設置条例でございます。条例につきましては、1・2階の就学前乳幼児育成施設と3・4階の児童高齢者交流施設の、それぞれにつきまして条例を制定いたします。

運営形態でございます。指定管理者制度に基づく公設民営施設といたしまして、二つの施設、乳幼児部分と児童高齢者部分、この二つの施設を一体的に管理運営する業者を公募により選定いたします。

今後のスケジュールでございますが、まず地元説明会を2月上旬に予定しております。施設設置条例につきましては、本年第1回区議会定例会に提案する予定でございます。議決を得られましたら、ことしの4月から8月にかけて、事業者公募、選定を行いまして、第3回区議会定例会に指定管理者の指定議案を提案する予定としてございます。施設の開設は、平成19年4月としてございます。

続きまして、資料の2枚目でございます。各施設の概要についてご説明いたします。

まず、就学前乳幼児育成施設について、ご説明申し上げます。

基本理念でございますが、人間形成の基礎が培われる重要な時期に、子どもの視点に立ちながら、健やかな育成を行っていくという考えでございます。

施設の考え方です。児童福祉法の規定に基づき設置いたします保育園と、幼稚園教育要領に準じた幼児教育を行う施設が一体となった施設といたします。

そして、子育てと仕事の両立支援の立場から、保育園、幼稚園、相互の特色を生かしながら、ゼロ歳から就学前までの保育・教育を継続的かつ一体的に行い、乳幼児の健全な育成を行います。

また、保護者の就労形態で区別されることなく、幼児教育を受ける機会を提供いたします。

3番の入園要件です。区内在住のゼロ歳から就学前までの乳幼児といたします。

ゼロから3歳児までにつきましては、「保育に欠ける」度合いを基準といたしまして、既存保育園と同様に、入園決定を行います。

4、5歳児につきましては、「保育に欠ける」要件にかかわらず、入園できます。

また、3歳児クラスの在園児が希望する場合は、4歳児クラスに引き続き在園することができます。

定員でございます。ゼロ歳児が12人から5歳児が50人まで、それぞれの定員を設けてございまして、合計して175人の定員としてございます。

裏面をめぐっていただきまして、開園日及び保育時間です。開園日は月曜から土曜で、祝日、年末年始を除きます。

また、保育時間につきましては、表にございますとおり、ゼロ歳から3歳児については、普通の保育園と同様、7時15分から18時15分まで、延長保育を22時まで実施いたします。4、5歳児につきましては、9時から14時までを幼稚園教育に準ずる保育としており、これが基本となりますけれども、前後に預かり保育時間を設けてございます。

さらに、土曜日や、区立幼稚園に準じた長期休業には、教育的時間を設けませんが、それぞれ預かり保育を実施いたします。

また、休日保育といたしまして、施設が休園日に当たる日曜日、祝日と年末の12月29日、30日には、7時15分から18時15分に保育を実施いたします。

利用対象者は、この施設在園児だけでなく、区内認可保育園在園児、すべてを対象といたします。

6番、職員配置でございます。保育に当たる者は、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を望ましいこととしますが、ゼロから3歳児の保育につきましては保育士資格を有する者、4、5歳児につきましては幼稚園教諭免許を有する者を配置することを基本といたします。

保育料でございますが、区内の保育園・区立幼稚園との均衡を考慮して、設定いたします。

次に、児童高齢者交流施設についてご説明申し上げます。

18歳までの児童の放課後の居場所づくりと遊びを通しての健全育成を目指す児童厚生施設の中の大型児童センターの機能と高齢者の生きがいづくり、交流の場となる福祉会館の一部の機能をそれぞれ持って、あわせて児童と高齢者が日常的にふれ合い、世代間の交流を促進するための施設で

ございます。

1番の基本理念ですが、児童と高齢者の世代間交流の必要性を記載しております。

施設運営の考え方です。施設整備に当たりましては、児童と高齢者の共有スペースを確保するとともに、それぞれ専有的に利用するスペースも確保いたしまして、世代間交流と児童及び高齢者の独自の活動が同時に実現できる運営を目指します。

(2) 児童中心のスペースは、児童館機能と学童クラブ機能及び子育て支援機能を設けてございます。

(3) 高齢者中心のスペースですが、高齢者の憩いの場を提供し、自主的な活動の場として活用いたします。

(4) 区民の自主的な児童及び高齢者支援の活動の拠点といたしまして、地域と一体となった活動を行う、そういったことを実施してまいります。

また、裏面をめぐっていただきまして、利用者の範囲でございます。児童につきましては、18歳未満の子どもと、その保護者、それから高齢者については60歳以上、その他区長が特に認めるものとしたしまして、例えば民生児童委員や青少年委員等、ボランティアなども利用者の対象いたします。

開館日及び開館時間でございます。開館日は日曜日から土曜日、ただし1月1日から3日までと12月31日を除きまして、開館時間は9時30分から夜の8時まででございます。

学童クラブにつきましては、芝浦地区の児童数の増加に対応できるよう、120名規模の学童クラブ室を整備いたします。

職員配置でございますが、児童館職員の資格を有し、かつ高齢者を対象とした事業に理解がある者を配置いたします。

使用料につきましては、すべて無料でございます。

説明は以上でございます。

澤委員長 芝浦アイランド地区の幼児育成施設を含めた公益施設につきまして、概要を学務課長から説明を受けましたけれども、何かございますでしょうか。

横矢委員 児童と高齢者の交流についてお伺いしたいのですが、とてもいい考え方だと思うのですが、利用者の範囲について60歳以上の人と保護者とだいぶ違いが出てくるのですが、この60歳以上の方は、何かパスを持っていないと入れないとか保護者も何か保護者の印がないと入れないとか、そういった厳しい出入りのチェックが存在するのでしょうか。

学務課長 あらかじめ利用者登録をしていただいた上でご利用いただくと聞いております。

横矢委員 そうですか。わかりました。

五味原委員 この運営形態ですが、指定管理者制度で、なおかつ内容的にはかなり異なる二つのものを一つの業者にやらせるということですが、この辺はよそでも既に経験がある業者がいるのですか。

学務課長 関東圏内に児童と高齢の施設を運営している法人があると聞いております。

五味原委員 そういうことを両方やっていると。わかりました。

澤委員長 なかなか条件が難しそうですね。

小島委員 もうちょっと詳しく聞いていただいて。

五味原委員 進んでいけばわかりますので。結構です。

澤委員長 学務課長、幼稚園教育要領に準じた幼児教育を行うということで、4歳児・5歳児の子どもが、そういう形になったわけですが、これは、いわゆる文部科学省の幼稚園にするのか、あくまでも準じたことなのか、それは区長部局では方針が大体決まっているのですか。

学務課長 区立幼稚園の配置計画との整合性の中で決定してきたわけでございまして、この施設につきましては公設民営という運営形態をとることになります。法律的には公設民営の公立幼稚園というのは、現行法制下ではできないこととなりますので、制度が変わらない限り、この形をとっていくということになります。

澤委員長 公設だから、私立幼稚園にはなり得ない。公設民営だから。

いずれにしても、公設民営で公立幼稚園という形では認可はないとすると、いわゆる幼稚園修了という、文部科学省のルールにのっとった証書みたいものは出ないということですか。

学務課長 既存の法律で言う、港区立幼稚園の卒園証書というものは出すことはできませんけれども、今、国のほうで進めております総合施設、最近の新聞報道では「認定子ども園」といった名称で、かなり具体化してきておりますが、要するに総合施設として法的に認知されるということであれば公設公営で、そういった証状が出せるのではないかと考えています。

澤委員長 当初、私どもが5年前に教育委員になったときは、芝浦幼稚園を芝浦アイランドに移転するという形で議論がスタートしたわけです。ただ人口推計とか、そういうことで芝浦港南地区は2園体制を今後も保持するということで、芝浦アイランドは新たな幼児教育の理念にのっとった施設という形で行こうということになりました。そういう意味では教育委員会も非常に関心があるわけです。それが、区民の皆様方に納得できるような形で運営されるということが大事なと思います。

ほかにございますか。

小島委員 この芝浦アイランド地区の幼保一体化施設ということについては、今委員長も言ったように、私と委員長が同じ時期に教育委員になったのですが、そのとき既に芝浦アイランドに幼保一体化施設を設置するというので、案が出ておりました。その後も教育委員会ではかなり時間をかけて、けんけんがくがくとした意見の交換をして、基本的な背景としては、保護者、親の就業形態に関係なく、むしろお母さんが働いているからといって、その子どもが幼稚園教育を受けられないということではいけないので、何とかそれをクリアして、すべてのお子さんに幼稚園教育を受けさせたい、という理想からそれが可能な教育施設をつくりたいと。

文部科学省と厚生労働省の法律の違いや、いろいろな事情から、なかなか難しい論点がいっぱいあったために、議論がなかなかまとまらない、まとめるのも困難という経緯があったわけです。一応庁議決定ということで、こういう形で決着したわけですから、ぜひ我々の希望としていた親御さんの就業形態に関係なく、質の高い幼児教育を受けさせてあげられるようにしていただきたい。教育委員会の手から保健福祉部のほうに移りましたので、これ以上、我々は関与は多分できないのだ

ろうと思いますけれども、幼稚園の教育に準じたという書き方なのですが、ぜひ幼稚園教育と同等ぐらいの教育になるように希望しておりますので、お願いしたいと思います。

教育長 今の小島委員のお話は大事な部分だと思うのですが、あくまでも教育委員会が教育の管理をするということにはならないけれども、公設民営の幼児教育施設であることには間違いありませんので。そういう意味で、ここの幼稚園部門と我々の指導室を中心とした教育と連携を図る形で、交流も深めながら、やはり質の高い幼児教育を互いに進めていくという、この視点はいずれも変わらないと思っておりますし、そうしていかなければならないと思います。

小島委員 今、教育長のおっしゃったこと、私も言おうと思っていたところですが、我々としても、できる範囲のバックアップをしたい。指定管理者で来る人も、幼稚園教育と、その他のいろいろなことをやっておられるところなのかもしれませんが、幼稚園教育の本当のノウハウと質の高いのは、やはり教育委員会の幼稚園教育部門ですので、できる限りのバックアップをしてあげなくてはならないと思います。

五味原委員 この幼稚園は、港区内の私立の幼稚園と異なり、より公立幼稚園に近い部分ですから、すべての面では、やはり港区の教育方針を十分に尊重しながら、これから運営していただきたいということがありますね。

澤委員長 今回の長崎の視察で、特に我々が実際に見せていただいた歴史文化博物館でも、乃村工藝社という民間企業に完全に管理を委託しています。週に一度、あれは県と市の共同運営ということですが、そういう密接な連携をとっているという例も私ども聞かせていただいています。今、五味原委員が言っているように、あくまでも港区の幼児教育の方針に準じて運営していただくという方向で、密接な連携が重要だと思います。

ほかに、よろしゅうございますか。

いずれにしても、いよいよ来年の4月、約1年後にはスタートということになります。

4 幼児・児童・生徒の事故について

澤委員長 次の報告事項は、幼児・児童・生徒の事故について。学務課長、よろしく願いいたします。

学務課長 資料ナンバー5でございます。幼児・児童・生徒の事故ということで、平成17年9月から12月の2学期に生じた事故についての報告でございます。

学校の管理内で起きました事故につきましては、授業中が3件、課外指導中が1件、登下校中が1件ございました。それから、学校の管理外の事故が1件、計6件の事故が発生してございます。

事故の詳細については、次のページに記載させていただいております。課外指導中、高松中2年の男子により、右目網膜裂孔・角膜損傷ということで、通院が3日でございます。全治14日間。テニスの部活動中、その部員の打ったボールが右目に当たってしまったものでございます。

それから、下校中で、芝浦小の1年の男子です。左顔面・左頭部強度打撲、左目上擦傷、内部裂傷ということで、通院3日、全治1カ月です。学童保育室を出て、帰宅途中、横断歩道を青信号で横断中、侵入してきた「ちいばす」の前面に左顔面側から追突されたというものです。

それから、授業中、高松中の3年男子で、左上腕骨下端骨折（肘部）です。入院21日、通院10日、全治2カ月です。柔道の授業中に事故に遭ったものです。

それから、もう1件、授業中です。赤坂小4年の男子、右手小指骨折。通院10日、全治1カ月。体育の授業中、ボールをとり損ねて突き指したものでございます。

それから、これも授業中で、赤坂小6年男子でございます。右手薬指腱損傷、通院7日、全治42日。体育の授業中、ボールに当たり、腱を痛めてしまったものでございます。

それから、学校の管理外ということでございます。芝浦小1年生の女子、右下腿骨開放骨折、右下腿骨急性可塑性変形で、入院30日、通院30日、全治2カ月でございます。自転車に乗って横断歩道を渡っていったときに、左折してきた大型トラックと接触して転倒し、その際大きな損傷を受けたものでございます。

事故の報告は以上でございます。

澤委員長 2学期中の事故、6件につきまして、学務課長より報告をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

5 平成17年度包括外部監査結果報告書について

澤委員長 続きまして、平成17年度包括外部監査結果報告書について。生涯学習推進課長、よろしくお願いたします。

生涯学習推進課長 お手元の資料6をごらんください。資料が2種類ございまして、概要版と、それから報告書の2点でございます。

平成17年度の包括学部監査につきましては、テーマは二つございまして、一つ目が「特別区税の賦課徴収事務について」でございます。二つ目が、「国際交流事業について」ということで、港区の国際交流協会と私どもの港ユネスコ協会が包括監査の対象になっております。

それでは、概要版に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、5ページが、今回のテーマの「国際交流事業について」ということで記述がございます。このページは国際交流協会について触れられたものでございます。1枚めくっていただきまして、7ページからが港ユネスコ協会に対するものでございます。

今回の個別外部監査では、8月5日、9月15日、9月27日と、3回にわたってヒアリングがございました。ヒアリングの当日は、私ども職員も一緒に立ち会ってございます。そして、10月16日に包括外部監査委員から港ユネスコ協会に結果の説明がありました。その際には、協会の会長、副会長も同席をして、お話を伺ったところです。

まず、指摘事項でございます。港ユネスコ協会に対する補助金の交付等についてということで、一つ目ですが、ここで指摘をされていることは、補助金の交付申請手続自体、協会の会則で定めている総会の決議を経ていないということがわかりました。したがって、正式な手続を経ていることを確認の上、審査を行うこと。

それから、同様に、この決算といえますか事業の実績報告書、それから収支の決算書についても、

総会の決議を経ないで提出をされているという状況にあると。これらについて、正式な手続きを経ていることを確認をし、審査を行う必要があるという指摘でございます。

続きまして、4番、港ユネスコ協会における事業運営体制について。

一つ目でございます。これは、今の指摘事項の裏返しでございますが、これらの予算、それから補助金の申請書、それから決算等については総会の議決を経ていない。したがって、今後は総会の開催時期や監査の時期を現状より早めるか、または会則を変更して、港区に提出する書類について、その承認権限を理事会に譲ったかどうかというような検討が必要だという指摘事項でございます。

続きまして、ユネスコ協会に対して、(2)番で意見ということで出されております。8ページが内容でございます。会費の収入については、年々減少しております。協会が検討している個人会費の比率をふやすという方策も必要ですけれども、ほかの自治体のユネスコ協会に見られるように、寄付をする人の寄付金控除、そういった寄付金控除の対象となるようなNPO法人などの認定を受ける、そのようなことで寄付を集めやすいような環境を整えるなど、より積極的な会員増加への方策を検討することが有用ですという意見をいただいております。

続きまして、(3)番は源泉所得税の徴収でございます。これは、例えば講演会の講師などの謝礼については源泉徴収をしておりますけれども、本来源泉所得税の対象でありながら徴収をしていない事例が散見されるということで、これらについては徴収漏れがないようにしてほしいという指摘でございます。

(4)番目には、補助対象経費の算定についてです。補助の対象となっている事業費の領収書を確認をしましたところ、当該事業との関連性が必ずしも明確でないような通信費や資料作成費が補助対象経費として算入されていたということでございます。領収書等の根拠に基づいた支出金額を計上するということや、また通信費や用紙費、コピー代のように、それぞれの事業ごとに費用を算定するのが難しい経費もございます。これについては、一定のその配分基準を決めておいて、その基準に基づいて、それぞれの事業費にその経費を配分する必要があるという指摘でございます。

(5)番目、これは意見でございます。備品・出版物の管理でございますけれども、これらの備品や会報などは会費収入や区の補助金などが充当されているので、その適切な管理をしていただきたい。管理簿などに基づいて、定期的に残高の確認を行うことが必要だという意見をいただいております。

次が、今回の監査結果の報告書に添えて提出をする意見ということで、全体的にご意見をいただいているところでございます。

まず、一つ目でございます。実績報告書に対する審査のあり方等ということですが。これは交流協会、それからユネスコ協会ともにでございますけれども、事務局の体制が2名ないし3名と、非常に少ない人数の中で、すべての協会の事務、運営全般にかかわる業務に携わっているわけで、必ずしも十分な管理体制が構築されているわけではございません。そのような中で、会計帳簿や支出内容を証する請求書などの証憑書類の確認等、より踏み込んだ審査のあり方、事業年度中を通じた同協会に対する管理・監督のあり方を、行政としては再構築をすべきだという意見をいただいております。

続きまして、9ページ目でございます。2番の補助事業の効果測定及びフィードバックについてです。ユネスコ協会につきましては(2)番のほうで指摘をされておりますけれども、個々の実施事業ごとにより詳細な活動内容の現状分析及び効果測定を行いまして、この結果を受けた事業内容の見直しや経費削減などに関する指導・助言をしていくことが望まれますという意見をいただいております。

今回の包括外部監査のユネスコ協会についていただきました指摘事項等については以上でございます。今後でございますけれども、本年、平成18年12月ごろ、企画課から、また今回の指摘事項に関しまして改善をどのようにしたかということの照会がございます。それに向けて、ことしじゅうかけて、ユネスコ協会と私どものほうで今回の指摘事項、意見についての対応を検討していきたいと考えております。その企画課の依頼があった段階で、決まったことについての回答していくという予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

澤委員長 平成17年包括外部監査結果報告の中で、教育委員会関係ということで、港ユネスコ協会に関連することを、生涯学習推進課長より説明をもらいましたけれども、何かございますか。

小島委員 この港区国際交流協会と港ユネスコ協会というのは、港区ないし港区教育委員会とどういう関係になるのでしょうか。

生涯学習推進課長 国際交流協会は、区が設置をいたしました団体でございます。今、区民生活部のほうが所管をしているものでございます。港ユネスコ協会につきましては、地教行法でしたか、ユネスコ協会については教育委員会が所管をするという規定がございますので、私どものほうで所管をしているということでございます。

澤委員長 どのくらいの補助金を交付しているのですか。

生涯学習推進課長 平成14年以降ですが、ユネスコ協会には年間350万円、補助をしております。

小島委員 そうすると、指摘のあったユネスコ協会の資料の作成が、総会が開かれてなくて、そういう書類がつけられていたというのは、ユネスコ協会に対する指摘なのですか、それとも教育委員会に対する指摘なのですか。

生涯学習推進課長 両者に対する指導でございまして、会則に載っていることが遵守されていないということについて、ユネスコ協会に対して指導して、2点目はそういったことを確認した上で、今後審査をなささいという指摘です。

小島委員 あまり議論してもしょうがないのですが、総会で決議して作成する書類が、総会も開かれずに作成されたという指摘ですが、何でそんな当たり前のことをという気がしますが。

五味原委員 それがなされていないから指摘を受けてるんですよ。

小島委員 包括外部監査で取り上げる事業、事項としてなんとなく違和感があるのですが。

五味原委員 外部でやるから出てくるんですよ。

澤委員長 詳細に監査していただいているので、改善すべき点は改善しなければいけないわけですが。

それでは、よろしゅうございますか。生涯学習推進課長、よろしくお願いいたします。

6 仮設麻布図書館について

澤委員長 次に、仮設麻布図書館について。図書・文化財課長、よろしくお願いいたします。

図書・文化財課長 それでは、資料ナンバー7に基づきまして、ご説明させていただきます。

1月19日に、図書・文化財課と保育課、それから保育園の仮設並びに本設のほうの施設を担当しております保健福祉管理課と、鳥居坂グラウンドの、現在麻布保育園が園庭として使っている部分に仮設が建てられないかということで、保護者の方に説明会を持ちました。

麻布図書館の計画につきましては、2ページ目、資料1となっておりますが、今回の後期基本計画でも、平成20年度までに完成をさせるということで計画をしている事業でございます。そういったことで、仮設を設けて、工事期間中、何とか図書館サービスを進めていきたいということです。資料2にございますが、麻布図書館改築スケジュール(案)、こういった形で、現在進めているところではございます。

資料3のところに、イメージということで、建物の配置図案。ただ、この配置図につきましては、仮設図書館のイメージをしていただくために作成したもので、大きさだとか位置について確定したものではありません。こういう形でグラウンドを使えないかと、可能性を探ってまいりました。

資料4については、図書館の利用状況の一覧でございます。この資料を、保育園の保護者の方に配って説明してきたわけです。

保育園には74名のお子さんがいらっしゃるのですが、区議会議員が3名と46名の保護者の方が参加されて、基本的にはグラウンドに建てられると困るということでございました。

麻布保育園のほうでは、仮設にもっていくときに、本設の場所が、こちらから見ますと、麻布十番の商店街の奥のほうで、そういったところから鳥居坂を上らなければいけない場所に仮設が建つということなので、グラウンドも広がりますよとか、そういった説明もした上でご理解をいただいているという状況があります。そこに、せっかく1年ちょっとたったところで落ち着いてきたのに、建てられては困るというのが大きなところでございました。

それから、小学生の殺人事件ですとか、いろいろございますので、安全・安心という面でも区は何を考えているんだという意見が多くございました。

それから、三河台中学校に仮設を建てられないかとか、いろんなご意見が出されましたので、その辺も含めて、一度持ち帰って、再度調整をして、また説明会を開かせていただきたいということで、戻ってきたものでございます。

今後ですが、仮設を建てないで改築に踏み切るということも含めて、検討していかなければいけない部分もあるのかなというふうに、今現在は考えております。

私のほうから、この報告は以上でございます。

澤委員長 仮設麻布図書館の設置に関しての現状、特に候補として上がっている鳥居坂グラウンドに公立の保育園があって、その保護者との話し合いの状況等の説明が課長からありましたが、何かございませんか。

この保育園の仮設というのは、予定ではいつまでなんですか。

図書・文化財課長 予定では、平成23年ぐらいまでいきそうですね。というのは、保育園のところに、本設のほうは崖地があるんです。その崖地をどうするというのが難しいようで、仮設の計画期間よりも2～3年はおくれるというふうな状況にあるようです。

横矢委員 仮設を持たないで進める方法も含めて考えるとおっしゃったのですけれども、その場合には一たん閉館して、ほかに行ってもらおうということですか、それとも徐々に工事していくとか、そういうことなのですか。

図書・文化財課長 徐々に工事していくようなスペースがございませんので、現在地での改築を計画していますので、完全に閉館をしてしまいます。そうすると、みなと図書館か三田図書館に、あるいは赤坂図書館に行ってくださいという形にならざるを得ないと思います。

横矢委員 有栖川の中央図書館に回れますか。

図書・文化財課長 中央図書館は、ご利用はできるのですが、あそこで貸し出しができないんです。中央図書館のほうに頼み込んで、この間だけでも、麻布の地域の方々に対しては、麻布図書館の、あるいは区立のカードを持っている人はみたいな形がとれば、そういうのも含めて、もろもろ検討しなくてはならないと思っております。

横矢委員 自分が麻布図書館が休みの日は、中央図書館に行っていたものですから、そういう手があるのではないのかなと感じました。無理に建てるよりも、保育園とかに心配をかけたくないなという気がしました。

図書・文化財課長 保護者の方から出た意見なのですが、今、「ちいばす」が役所までは来ないんです。「ちいばす」が港区の区役所のほうに来るようなルートができれば、みなと図書館に行きやすいから、そういうことも含めて検討してくれということも言われて帰ってきております。「ちいばす」については、平成18年度、そのルートを検討するようだという事は聞いております。

澤委員長 なかなか難しいですね。鳥居坂に仮設というのは、現状では。

図書・文化財課長 現実的には難しいなということを感じて帰ってきたということです。

澤委員長 ほかにございますか。

そうすると、図書・文化財課長のほうでは、もう候補はここぐらいしかないんですか。

図書・文化財課長 ないんですね。あるいは麻布保育園が建たないんだから、そこに500平米弱の区有地があるのですが、そこを使ってやったらどうだということも言われたのですが、そこについても、やはりそこは崖が崩れる可能性を持っている場所なので、それもまずいと。

澤委員長 そうすると、今、横矢委員が言われたように、何か代替の図書館みたいなものを利用してもらうしか、現実的な解決策としてはありませんか。

図書・文化財課長 あと、麻布支所とか、スペースがあれば、そこで貸し出しの受付だけはするとか、そういうことができるかどうかですが。今、支所改革で、麻布支所のほうには、スペースは多分ないと思うんです。ちょっと苦慮していますが。

澤委員長 なかなか難しい状況ですけれども、よろしく願いいたします。

7 「放課後児童育成事業」の事業運営方法の変更について

澤委員長 次に、「放課後児童育成事業」の事業運営方法の変更について。生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 それでは、お手元の資料ナンバー8をごらんください。

「放課後児童育成事業」の事業運営方法の変更についてでございます。

現在の「放課GO」は、国の委託金を利用して実施している関係で、放課後児童育成事業の実行委員会が指導員を雇用して実施しております、指導員の身分としてはアルバイトでございます。今年の4月から、「なんざん」と、「しば」で実施しております「放課GO」は、学童クラブの機能を盛り込むこととなっており、開設機関の拡大やサービスの拡充が行われることになっております。このため、この2校では教育委員会が直接実施することとして、その運営は民間事業者へ委託することを考えております。

また、国の委託金は平成18年度までの期限付きですので、来年度新規で実施する学校につきましても前倒しで教育委員会が事業を実施し運営を民間事業者へ委託していきたいと考えております。

資料ナンバー8の1番ですが、委託する内容としましては、「放課GO 室」の管理運営、児童の安全管理、学校・家庭などとの連絡調整、「放課GO だより」の発行、おやつ提供、誕生会や季節行事の実施、保護者会の実施、保護者との日常の連絡です。

また、委託事業者に対する留意点としましては、当該事業もしくは類似事業の運営実績があること。放課後児童育成事業に対する十分な理解と運営方針が定まっていること。職員の人材確保及び指導または訓練・研修体制が確立していること。個人情報について適正な管理ができること。児童の安全を確保する具体的な方策を有していること。救急の対応、災害の発生及び非常時の対応について適切な危機管理体制が確立していること。児童の自主性、社会性及び創造性を養う活動を行う企画力・実践力があること。地域住民や保護者との連絡を十分に図り、活動委員会等の意見が反映される仕組みを構築すること、を留意してまいります。報告は以上です。

澤委員長 「放課後児童育成事業」の事業運営方法の変更について、生涯学習推進課長から報告を受けましたけれども、何かございますか。

委託ということですけど、受ける事業者はいるんですか。

生涯学習推進課長 現在、南山学童クラブは社会福祉法人の聖勞院というところに委託して実施しています。また、ほかの区でも児童館や放課後児童育成事業の運営を事業者へ委託しているところがございますので、業者はおります。

澤委員長 現在実施している青山と港陽は、従来どおりの体制で実施していくんですか。

生涯学習推進課長 現在実施している4校のうち学童クラブ機能を付加する予定の2校は委託しますが、青山と港陽につきましては18年度は従来どおりの運営方法で実施する予定です。また、国の委託金がなくなる19年度以降は教育委員会の直営となりますので、18年度に新規に実施する3校につきましては19年度を先取りして実施し、混乱なく19年度に移行していきたいと考えております。

澤委員長 どのようにして事業者を選定するんですか。

生涯学習推進課長 学経の先生、それぞれの放課GOの活動委員会の委員長、実行委員会の委員長、それから行政のメンバーが加わって、選定委員会を設置し選定していく予定です。

澤委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

8 その他

澤委員長 庶務課長、ほかに報告はございますか。

庶務課長 特にございません。

第3 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

澤委員長 それでは、日程第3の協議事項に移ります。

港区における生涯教育の施策の方向づけのうち、学校教育の環境整備について。教育政策担当課長、よろしくお願いたします。

教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

澤委員長 続いて、学務課長、お願いいたします。

学務課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

澤委員長 それでは、学校教育の環境整備につきましては、継続協議といたします。

(2) 社会教育の施策について

澤委員長 続いて、社会教育の施策について。生涯学習推進課長、よろしくお願いたします。

生涯学習推進課長 本日のところは、継続協議でお願いいたします。

澤委員長 それでは、この件につきましても継続協議とさせていただきます。

ほかに何かございますか。

「閉会」

澤委員長 それでは、以上をもって閉会といたします。

次回は、区長からの意見照会の関係もあって、変則ではございますが、2月7日の午後5時からという予定でございます。

では、本日はありがとうございました。

(午後12時27分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 横矢 真理